

平成 29 年 度

八代市議会建設環境委員会記録

審 査 ・ 調 査 案 件

- 1. 12月定例会付託案件 …………… 1
 - 1. 所管事務調査 …………… 16
-

平成 29 年 12 月 14 日 (木曜日)

建設環境委員会会議録

平成29年12月14日 木曜日

午前10時00分開議

午前11時25分閉議（実時間 69分）

建設部総括審議員
兼次長 倉 光 宏 一 君

土木課長 西 竜 一 君

建設政策課長 涌 田 直 美 君

下水道建設課長 福 田 新 士 君

総務部

人事課長 白 川 健 次 君

○本日の会議に付した案件

1. 議案第102号・平成29年度八代市一般会計補正予算・第5号（関係分）
1. 議案第106号・平成29年度八代市下水道事業会計補正予算・第2号
1. 議案第115号・平成29年度八代市一般会計補正予算・第6号（関係分）
1. 議案第107号・訴訟上の和解について
1. 陳情第5号・八代市中心市街地活性化に伴う八代市袋町町内旧河川堤防「とも」撤去について
1. 所管事務調査
 - ・都市計画・建設工事に関する諸問題の調査
 - ・生活環境に関する諸問題の調査

○本日の会議に出席した者

委員長 中 村 和 美 君
副委員長 百 田 隆 君
委員 太 田 広 則 君
委員 谷 川 登 君
委員 田 方 芳 信 君
委員 堀 徹 男 君
委員 山 本 幸 廣 君
※欠席委員 君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

○説明員等委員（議）員外出席者

市民環境部長 國 岡 雄 幸 君
市民環境部次長 潮 崎 勝 君
建設部長 湯 野 孝 君

○記録担当書記

鶴 田 直 美 君

（午前10時00分 開会）

○委員長（中村和美君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

それでは、定刻となり、定足数に達しましたので、ただいまから建設環境委員会を開会いたします。

本日の委員会に付します案件は、さきに配付してあります付託表のとおりであります。

○議案第102号・平成29年度八代市一般会計補正予算・第5号（関係分）

○委員長（中村和美君） それでは最初に、予算議案の審査に入ります。

議案第102号・平成29年度八代市一般会計補正予算・第5号中、当委員会関係分についてを議題とし、説明を求めます。

歳出の第4款・衛生費中、市民環境部所管分について説明を願います。

○市民環境部長（國岡雄幸君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）市民環境部の國岡でございます。

本委員会に付託されました議案のうち、議案第102号・平成29年度八代市一般会計補正予算・第5号の衛生費中、市民環境部関係につきまして、潮崎次長に説明させますので、よろしく願いいたします。

○市民環境部次長（潮崎 勝君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者

あり) 市民環境部の潮崎でございます。よろしくお願いたします。座らせていただきまして説明いたします。

○委員長(中村和美君) どうぞ。

○市民環境部次長(潮崎 勝君) それでは、議案第102号・平成29年度八代市一般会計補正予算書・第5号の衛生費中、市民環境部関係分について御説明いたします。補正予算書・第5号の3ページをお開きください。

歳出の款4・衛生費、項2・生活環境費で、補正前の額123億3572万4000円に対し、今回、1億4775万4000円の補正をお願いし、124億8347万8000円とするものでございます。

続きまして、今回の補正額の内容を御説明いたします。12ページをお願いいたします。

上段の款4・衛生費、項2・生活環境費、目3・廃棄物対策費で、補正前の額103億5738万3000円に対し、1億4775万4000円の補正をお願いし、105億513万7000円とするものでございます。

補正額の特定財源として、地方債1億4030万円を予定しております。これは合併特例債で、補正額の95%相当を充当するものでございます。

今回の補正は、備考欄にございますとおり、全額、環境センター建設事業に関するものでございます。

それでは、節ごとに説明を行います。

委託料1064万3000円でございます。これは、環境センター建設事業の全般に係る設計施工監理業務を民間コンサルタントに委託しておりますが、本体工事が熊本地震により工事の中断を余儀なくされたため、6カ月間の工期延長が必要なことから、設計施工監理業務についても6カ月間の委託料を補正するものでございます。

なお、設計施工監理業務については、現在、

契約金額6480万円、履行期間、平成27年3月31日から平成30年3月30日まで、受託業者、エイト日本技術開発株式会社にて業務を履行中でございます。

次に、工事請負費1億3711万1000円でございます。

これは、2つの理由により補正を行うもので、1つ目は、熊本地震による影響分です。環境センター建設工事において、工事の中断等により約6カ月間、工期を延長するためにかかる費用を補正するものです。内容は、作業員の労務費6153万8000円、現場事務所維持費1900万2000円、くい打ち機や補助クレーンの再運搬費や再設置費用及び賃料などで2000万円、計の1億54万円が熊本地震による影響分でございます。

2つ目は、追加工事による補正でございます。環境センター建設工事の基礎工事施工に当たり、想定範囲以外の地中に支障物があったため、その撤去費用3657万1000円を追加するものでございます。

この2つを合わせまして1億3711万1000円を環境センター建設工事の工事請負費として補正するものでございます。

なお、補正対象工事でございます八代市環境センター建設工事は、現在、契約金額104億9099万6880円、工事期間、平成27年3月18日から平成30年3月31日まで、請負者、日立造船株式会社にて施工中でございます。

また、今回の補正予算の議決後に、契約変更に係る事務手続を開始し、次の3月議会に契約変更の締結について提案することとなります。

以上で説明を終わります。御審議方、よろしくお願いたします。

○委員長(中村和美君) それでは、以上の部分について質疑を行います。

質疑ありませんか。

○委員（田方芳信君） 衛生費の追加工事による増額の地中障害物ちゅうのは、中に何かあったわけでしょう。どういうものがあったんですかね。

○市民環境部次長（潮崎 勝君） これは事前に県のほうから情報があつた昔の護岸、それが予定以外の範囲に出てまいりました。おおむね80センチ内外の巨れきが存在していたということでございます。

○委員（田方芳信君） ちゅうことは、前の、堤防みたいな感じがなつたやつが、そこにまた見つかった、そういうのを工事ちゅうことな。（市民環境部次長潮崎勝君「はい」と呼ぶ）わかりました。

○委員長（中村和美君） ほかありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、以上で第4款・衛生費中、市民環境部所管分についてを終了します。

執行部入れかわりのため、小会します。

（午前10時08分 小会）

（午前10時09分 本会）

○委員長（中村和美君） 本会に戻します。

引き続き、歳出の第7款・土木費中、建設部所管分について説明を願います。

○建設部長（湯野 孝君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）建設部長の湯野でございます。

本委員会に付託されました議案のうち、議案第102号・平成29年度八代市一般会計補正予算・第5号の建設部所管分について、倉光総括審議員兼次長並びに関係課長より説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

○建設部総括審議員兼次長（倉光宏一君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）建設部の倉光と申します。よろしく願いいたします。着座にて説明させていただいてよろしゅうございますか。

○委員長（中村和美君） はい、どうぞ。

○建設部総括審議員兼次長（倉光宏一君） それでは、早速ですが、お手元の議案第102号・平成29年度八代市一般会計補正予算書・第5号をお願いいたします。3ページをお開きください。

第1表、歳入歳出補正予算のうち、歳出について説明をいたします。

款第7・土木費を625万3000円増額補正し、補正後の額は60億8603万5000円としております。その内訳については、項2・道路橋梁費を325万3000円増額、また項5・都市計画費を300万円増額するものでございます。

次に、目ごとの詳細を御説明いたします。議案書の13ページをお願いいたします。

13ページの上の段の表から御説明いたします。

款7・土木費、項2・道路橋梁費、目1・道路橋梁総務費に補正額325万3000円を加えて、1億8387万5000円としております。補正額の内訳は、節13・委託料の25万3000円と節22・補償補填及び賠償金の300万円でございます。

内容は、表の右、説明欄に記載しております市道等関係訴訟事業でございます。これにつきましては、後ほど事件議案として審議をお願いいたします議案第107号と密接に関連がございます。よりまして、別冊の議案第107号の2ページ、事件の概要、それと、こちら用意しておりますけれども、パネルを用いながら説明をさせていただいてよろしゅうございましょうか。

○委員長（中村和美君） はい、どうぞ。

○建設部総括審議員兼次長（倉光宏一君） 議案の107を御用意いただいてよろしいでしょうか。議案107の2ページですね、事件の概要でございます。

なお、こちら、パネルの図につきましては、お手元のほうにもA4判で図面を配付させていただきます。

では、事件の概要を説明いたします。

これは、八代市松崎町を通る市道松崎町横手町線における官地、いわゆる道路ですね、官地と民有地の境界確定について、本来、黒線が正しい官民境界であると、本来、黒線です。黒線が正しい官民境界であるところを、赤線を官民境界として平成18年6月1日付で境界確定書を発行したことに端を発しているものでございます。

境界確定書をもとに、赤線で囲んだ民有地を建設会社が購入し、その後、造成した上で原告らに売却されております。

平成24年に市が実施しました地籍調査において、原告らが所有するとされる赤色で着色した宅地の一部が熊本県ほか1の名義となっておりまして、また、その土地には八代工業用水の導水管が埋設されていることが明らかとなりました。

その後、赤色で着色した当該地の引き渡しについて、市、熊本県ほか1、建設会社、原告らにより話し合いの場を持ちましたが、合意に至ることができませんでした。

平成27年3月17日には、原告らが境界確定を行った市、それと土地を売却した建設会社、土地所有者の熊本県ほか1を相手に土地境界確認等調停事件として八代簡易裁判所に申し立てをされております。

平成27年5月12日から平成28年2月23日までの間、和解に向けた協議を8回重ねてきたところでございますが、合意が得られず、

不調になっております。

平成28年8月25日には、原告らが市と建設会社を相手に損害賠償等請求事件として熊本地方裁判所八代支部に提起され、その後、平成28年9月27日から計9回の口頭弁論を行ってきたところでございます。

ことし平成29年10月17日付で裁判所より示された和解案は、本市に対して、原告らが正しい境界までの敷地後退をするための物件の補償費、つまり市は原告らに支払う和解に必要な解決金として300万円を支払う義務があることを認めるというものでございます。

ここの部分の物件補償費としてですね、300万円を支払う義務があるという和解案を裁判所から示されたところでございます。

一旦、補正予算書の13ページにお戻りください。

平成29年度八代市一般会計補正予算書・第5号の13ページ上段の表でございますが、これまで事件の概要を説明してきたところでございますけれども、補正予算といたしましては、被告である本市の代理人をお願いした弁護士に支払う訴訟関係委託料として25万3000円、原告に支払う和解に必要な解決金として300万円、合わせて325万3000円の増額をお願いするものでございます。財源につきましては、全て一般財源としております。

次に、13ページの中段の表をごらんください。

款7・土木費、項5・都市計画費、目1・都市計画総務費に補正額300万円を加えまして、18億2337万1000円としております。その内訳につきましては、節19・負担金補助及び交付金300万円でございます。

内容は、表の右、説明欄に記載しておりますとおり、熊本地震からの早期復興を図るための新たな事業であります被災私道復旧支援事業（地震災害関連）でございます。

この事業は、県の復興基金交付金を活用しまして、集落等における被災者が行う私道の復旧工事、これに要する経費の一部を補助するものでございます。去る9月20日から、事業対象の有無を把握するため事前相談窓口を設けておりますが、今回、事前相談を受けております1件分300万円の増額をお願いするものでございます。

なお、財源につきましては全額、県の平成28年熊本地震復興基金交付金としております。

お手元に配付しております別冊の建設環境委員会資料で補足説明をいたします。

表紙をめくっていただき、1ページに被災私道復旧支援事業に係る内容を記載しておるところでございます。

支援対象となる私道は、一般交通の用に供していること、所有者の異なる住宅が連檐して2戸以上建ち並んでいること、自治会または集落などで管理されていることなど、5つの要件を全て満たす必要がございます。

対象経費交付基準につきましては、私道の復旧に係る経費を対象としており、復旧工事費の2分の1以内で、1件当たり1000万円を上限としているところです。

なお、復旧に係る経費が50万円未満のものにつきましては、支援の対象としておりません。

別添資料の2ページには、箇所図を添付しているところです。島田町の1件を今回、補正をお願いするところでございます。

以上、議案第102号・平成29年度八代市一般会計補正予算・第5号のうち、本委員会に付託されました建設部所管分について説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長（中村和美君） それでは、以上の部分について質疑を行います。

質疑ありませんか。

○委員（山本幸廣君） 確認だけで結構なんですけど、不調に終わったという今の説明があったんですけども、その不調に終わった、何か、9回ぐらいの中で、まずは不調に終わった理由と、先ほど説明されたんですけども、裁判所が提示したのは、もともとは幾らだったですか、第1回の口頭のときには。

○土木課長（西 竜一君） 土木課、西でございます。

今の質問についてお答えいたします。

調停で和解をですね、行っているときにはですね、裁判所から和解案ということを示されたということはございません。お互いにですね、お互いの意見を主張したということですね、そういうことで、その主張をする中でですね、最終的に和解案にたどり着かなかったということが、その調停が不調になったということでございます。

○委員（山本幸廣君） 先ほど来、説明があった中で、我々、議会人と見れば、損害賠償の請求が、事件がならない前に話し合いはできなかったのかなということなんですよね。私から言わせれば。

なぜ相手方が、はっきり言って、見てみれば和解するような条件ならば、和解の前にですよ、見てのとおり、八代市がどれだけの問題があるのか、これを見逃しとったのか、それを相手が知ってから、それを買収したのか、あと造成したのかということになるわけですね。

そういうときに、なぜ、この訴訟を起こされる前に話ができなかったのかなと思うんですよね。そこらあたりは、どういう、はっきり言って、もう和解したからいいわけですけど、そういうことができなかったのか、今後、このような問題、たくさん出てくると思うわけですね。地籍調査がどんどんどんどん進んでいけば、そうないんですけども、なるだけならば、そこらあたりについてはある程度、担当で把握しとか

ないかんだったんじゃないかなという感じもしますし、そこあたりはどうですかね、部長。

○建設部長（湯野 孝君） この事件が発生いたしましたのが、平成18年6月に間違っただ境界を市のほうで示して、それから建設会社のほうで造成されて、原告のほうに引き渡された。原告のほうが一応、造成されて、門扉とかブロック塀あたりを建設されて、家を建てられた。その後、平成24年、このとき地籍調査がちょっと入って、このとき境界のほうが間違っただとったというのがはっきりした。そのときには、ちょっともう造成をされて、塀ブロックとか門扉を建てられたおったもんだからですね。

で、原告の方が一応、和解案、調停ということで起こされて、何度も一応、話し合いしたんですけど、なかなかですね、建設会社、市、土地の持ち主と企業局とで話をするんですけど、なかなかまとまらなかったと、一応ですね。建設会社さんのほうがいろいろ、ちょっと難色を示されてたというような話もございます。

○委員（山本幸廣君） 今、説明あったので、もう理解します。相手も相手だと思いますからですね。そういう先のことは、もう言わないんですけども、要は、もう和解するということは、私は一番よかったと思いますよ。それは私は認めてあげたいと思います。

○委員長（中村和美君） いいですか。

○委員（山本幸廣君） はい。

○委員長（中村和美君） ほかにありませんか。

○委員（堀 徹男君） さっき、お互いがですね、主張をしたというお答えがあったんですけど、説明書を見る限りはですよ、当初、境界確定書というのは市が発行してるんですよ。で、その調停の経過の中で、どんな主張をされたんですか。

○土木課長（西 竜一君） 調停の中でですね、本来、先ほど倉光次長のほうから説明がありましたとおり、当該土地にはですね、工業用の導水管が埋設しているということで、その上にはですね、構造物等があるということは支障になるということで、そういうものをですね、撤去したり、また庭をつくり直したりということですね、その費用を提示されております。相手側からですね。それをですね、吟味したところでですね、ちょっと市としては、ブロック塀とですね、門扉とをですね、撤去する費用としてはですね、余りにも、ちょっと高過ぎるのではないかとかですね、そういうようなお互いの主張というかですね、調整なんですけど、言い合うというような形じゃないんですが、お互いに根拠を示しながら話し合いをしていたということですね、それがいわゆる具体的な数値的なものとしてはですね、その請求額というような、お互いの主張というのがあったということでございます。

○委員（堀 徹男君） そこまで説明していただければですね、その主張の中身もわかってですけど。この説明を見る限りじゃですよ、例えば、自分が土地を買った側の立場になればですね、行政が境界の確定を発行しているわけですから、それを、やっぱり100%信用するわけですよ。当然、土地を売買された、その民間の建設会社にしろ、所有者にしろ、それが根拠となって、されているわけですから、それは当然、そういった賠償額を要望されてもですよ、僕は、しょうがないと。

その境界確定をされる、発行されるときにですね、もう少し調べれば、県の工業用水が下に埋設してあったりだとかというのは、いとも簡単にわかるんじゃないかなというふうに思うんですけど、そこら辺の経過というのはどうだったんですか。とても難しい、確定をするのに至るにですよ、難しい何かがあったんですかね。

○土木課長（西 竜一君） 当時ですね、話というのをですね、どういうことが、いきさつがあったかというのをですね、確認する中で、記憶がですね、定かでない部分もですね、かなりあったということですね、あくまでも、そのとき、こうではなかったかというようなお話ししかできないんですが、その道路、先ほどの位置図等ですね、示してある道路につきましては、幹線用水のですね、管理用道路というような形ですね、整備されておりまして、そのほかの区間につきましては、その道路上にですね、導水管というのは埋設されていたんですね。現況道路と、見える部分にですね。

ただ、そこ、今の当該地だけはですね、一部、道路として使用している部分から外側にですね、ちょっと何かを避けるというようなことがあったんだと思いますが、導水管をちょっと動かしていると、外側にですね。現況道路敷地の外に。

ということで、前後からいくと、導水管が道路上に埋設してあるものというのがですね、意識としてあったから、そういうことが確認するところですね、詳しく確認するところですね、ちょっと、そこまで至らなかったのかなというふうに考えております。

○委員（堀 徹男君） 私も、その土地の境界の確定とかに立ち会ったことはあつとですけど、なかなか難しいですね。昔の里道とか私有地の境とかを決めるの、立ち会うというのは。でも、それは、やっぱり100%をですね、皆さん求められているんじゃないかなと思うんですね。結局、こうやって、後で争議が起こるわけでしょう。

一つ一つのお仕事、大変だと思うんですけど、18年といえば、たった10年前じゃないですか。図面等々も、30年、40年前に比べればですよ、しっかりしたものがあつたりとかしてる、この御時世にですね、10年前ぐらい

で、そんな、はっきりわからないものに確定を出してしまうという、その、やっぱり、何といふかな、仕事の内容というのはいかがなもんかなというふうに思いますね。

もっと古いとこ探せばですよ、そういった、行政が携わってやってたもので登記がしてなかったりって、結構あるんですよ。これ、読んできると、自分たちに落ち度があつたっていうふうには、とても読めるような説明ではないので、そこら辺のですね、認識が行政としてどうなのかというのを、ちょっとお尋ねしたいんですけどね。委員長、いいですか。

○建設部長（湯野 孝君） 言われるとおりでですね、当時ですね、ある程度、こうだったというような認識であるといった部分も、確かにあると。前から、その法線に入っていたんじゃないかとかいうようなところですね、今までの例を尽くしながら、境界を出してきた部分も、確かに考えられます。

今後はですね、そういったところをですね、ないように、再発防止のために、この前の、前回の原因究明と、今後は、ある程度ですね、事務改善、チェックリストあたりもつくりましてですね、考えられる全てのケースを一応、情報収集して、みんなで立ち会って決めていくように、システムをちょっとですね、今のところ、道路課のほうで取り組んでると。あと、事務改善のほうを今図って、やっております。

以上でございます。

○委員（堀 徹男君） そこまでですね、提案されるときにおっしゃっていただければですね、ここまで聞かなくてもよかったんですけど、事件の概要というだけでですね、たったこれだけの案件に、和解をしましたよっていうだけじゃないと思うんですよ。和解に至るまでのプロセスというのは、ずっとあつたはずなので、そこをやっぱりもう少し、提案されるときは、しっかり説明をしてですね。資料も、とても少ない

と思うんですね。添付されてる資料。300万円、一般財源ですって、簡単におっしゃいますけど、税金なので、我々は、それを審議するために、ここにいるので、もう少しですね、しっかりした説明をいただきたいなと思います。

○委員長（中村和美君） ほかありませんか。

○委員（太田広則君） 被災私道復旧支援事業についてですけれども、先ほど説明があつてですね、この島田町の私道に対して税金をつぎ込むという、この対象がクリアされたからということですね。理解をしたいんですが、ちょっと確認なんですけど、事前相談があつたというのを先ほど冒頭に、たしか言われたと思うんですが、地震直後にすぐ、この町内から、私道だけでも、何とかしてほしいという相談があつたというふうに捉えてよろしいんですか。というのが1点。

それから、もう1点が、あと、たくさんあると思うんですね。私道で地震によって被災した私道がたくさんあるような想定がするんですが、ほかにあるのかというの、この2点について、ちょっとお尋ねしたい。

○建設政策課長（涌田直美君） 今の質問にお答えをいたします。

事前相談があつたかと言われると、私道についても事前相談はあつておりました。ただ、支援する事業がなかったものですから、受けられなかったということで、先ほど次長のほう説明がありましたとおり、9月の20日にホームページに載せてですね、周知を図ったところでございます。

○委員長（中村和美君） もう1点のほう。（委員太田広則君「ほかにそういう要望が出てないか」と呼ぶ）

○建設政策課長（涌田直美君） 今のところですね、この1件だけで、要望は上がっておりません。

以上です。

○委員（太田広則君） 広報をホームページにしたということで、ホームページだけでは多分ですね、市民の皆さん、知らない人が多いんじゃないかなと思うんですけども、ほかに、まだ、いや、現実問題、今のところ、事前相談があつてないちゅうのは理解するんですけど、これから、今、この事業をまだやっていくわけですね。そうした場合に、広報はホームページだけでは乏しいような気がするんですけども、どうなんでしょう、その辺は。自治会に話をするとか、そういった何か、自治会から出てるんでね。何か、そういったのはあるんですか、広報、周知が。

○建設政策課長（涌田直美君） 周知のほうはですね、各支所とですね、コミュニティセンターにも配布してまして、市報のほうには11月号にも掲載をさせていただいております。まだ周知が足りないようであれば、また新たに、またしていきたいなと思っております。

以上です。（委員太田広則君「周知、頑張ってください」と呼ぶ）

○委員長（中村和美君） 太田委員、いいですか。

○委員（太田広則君） はい、よろしゅうございます。

○委員長（中村和美君） ほかありませんか。

○委員（堀 徹男君） 今の私道復旧支援事業ということなんですけど、なかなかですね、私有財産に対する補助制度というのは、なかなかですね、今までもない、厳しい中で、よく取り組まれたなと思うんですけど、財源が県の復興支援基金ですか、ということなんですけど、これはもう、あくまで期限を決められた時限的なものとして捉えていいんですかね。

○建設政策課長（涌田直美君） この事業は、平成31年度までの事業ということで御理解いただければと思います。

○委員（堀 徹男君） ありがとうございます。

県の全額支出金ですか、財源が。復興支援金

ということが財源になっていると思うんですけど、この添付された、いただいた資料を見る限りじゃですね、300万円の工事費ということになっていますけど、上限で1件当たり1000万の上限があるということなんですけど、原形復旧を原則という、その制約の中でですよ、相当な工事ができるような上限の金額だと思うんですね。

今回、位置は示してはあるんですけど、例えば、50万以上で300万、2分の1ということは、もう600万もする工事がそこにかかるというふうに考えていいんでしょうけど、どれぐらいの工事の規模が、ここの私道に対して行われるんですかね。そこら辺も申請の中身、わかってるんですか。今からですか。

○建設政策課長（涌田直美君） 相談はあっておりますけど、工事内容といたしましてはですね、その私道がですね、道路、約70メートルか100メートルくらいあるんですけど、真ん中のところが折れてまして、水のほうが、道路側溝があったところも沈下をしててですね。その排水を個人の土地を買収して流すような形もあるんですけど、その分は原形復旧に入らないので、調査費用と側溝の復旧と道路の舗装の復旧を今考えておられるということで、見積書が600万程度来てるということでの、今回の補正の額としております。

○委員（堀 徹男君） わかりました。なかなかですね、私も一般質問させていただきましたけど、私有財産に対する補助制度というのは、なかなか厳しいですね。今回の県の復興支援金ですか、というのがあれば、今、制度の周知がですね、ホームページだけというのじゃ寂しいものですね。なかなか、対象となる方々に知らしめていくというのは難しいものがありますので、そこら辺もですね、ぜひプレゼンの機会をですね、ふやしていただいて、この財源を活用してできる事業としてですね、取り

組んでいただければと思います。

以上です。

○委員長（中村和美君） ほかありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） ないですね。なければ、これより採決いたします。

議案第102号・平成29年度八代市一般会計補正予算・第5号中、当委員会関係分について、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部入れかわりのため、小会します。

（午前10時39分 小会）

（午前10時40分 本会）

◎議案第106号・平成29年度八代市下水道事業会計補正予算・第2号

○委員長（中村和美君） 本会に戻します。

次に、議案第106号・平成29年度下水道事業会計補正予算・第2号について、下水道建設課より説明願います。

○建設部長（湯野 孝君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）建設部の湯野でございます。

本委員会に付託されました議案のうち、議案第106号・平成29年度八代市下水道事業会計補正予算・第2号について、下水道建設課の福田課長より説明させますので、よろしく願いいたします。

○下水道建設課長（福田新士君） こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）下水道建設課の福田でございます。よろしく願いいた

します。着座にて説明させていただきます。

○委員長（中村和美君） どうぞ。

○下水道建設課長（福田新士君） 議案第106号・平成29年度八代市下水道事業会計補正予算・第2号につきまして御説明させていただきます。資料は別冊の補正予算書でございます。お手元でございますでしょうか。

12月補正予算の中身の説明に入ります前に、まず概要について御説明させていただきます。

今回の補正予算は、先般、県内の下水道事業予算の調整が行われました結果、社会資本整備総合交付金の増額内示がありましたことから、これを活用し、事業の推進を図るため、所要の事業費につきまして補正をお願いするものであります。

それでは、補正予算の詳細について説明させていただきます。

1ページをお願いいたします。

まず、第2条では、当初予算における第4条、本文括弧中に記載しておりました資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額及びその補填財源につきまして、今回の補正により変更になったものを改めますとともに、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものとしております。

収入では、第1款・資本的収入、第1項・企業債で4890万円を、第2項・補助金で4894万円をそれぞれ追加し、資本的収入の補正後の金額を27億7101万6000円としております。

続きまして、2ページをお願いいたします。

支出では、第1款・資本的収入、第1項・建設改良費で9788万円を追加し、資本的支出の補正後の金額を38億4702万7000円としております。

なお、補正額の内容につきましては、後ほど御説明いたします。

第3条、企業債では、資本的収入における企

業債の増額に伴う起債の借入限度額変更について計上しております。

続きまして、3ページからが下水道事業会計補正予算に関する説明書でございます。

5ページから6ページが補正予算の実施計画となります。

次に、7ページの予算キャッシュフロー計算書及び8ページから10ページの予算貸借対照表は、予算等の変更に伴いまして修正を行っております。

続きまして、11ページからは資本的収入及び支出の明細でございます。

まず、収入につきましては、款1・資本的収入、項1・企業債、目1・企業債で4890万円を追加しまして、補正後の計を15億9900万円としております。

次に、款1・資本的収入、項2・補助金、目1・国庫補助金では4894万円を追加しまして、補正後の計を7億294万円としております。

支出につきましては、款1・資本的支出、項1・建設改良費、目1・管渠施設整備費で9788万円を追加し、補正後の計を14億2609万5000円としております。

補正額の内訳は、八代処理区における管渠築造工事の増額9788万円、全額、交付金内示の増に伴うものでございます。

最後に、12ページは企業債の現在高の見込みに関する調書でございます。

以上で議案第106号・平成29年度八代市下水道事業会計補正予算・第2号の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（中村和美君） それでは、以上の部分について質疑を行います。

質疑ありませんか。ありませんね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、以上で質

疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(中村和美君) なければ、これより採決いたします。

議案第106号・平成29年度八代市下水道事業会計補正予算・第2号中について、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(中村和美君) 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部の入れかわりのため、小会します。

(午前10時46分 小会)

(午前10時47分 本会)

◎議案第115号・平成29年度八代市一般会計補正予算・第6号(関係分)

○委員長(中村和美君) 本会に戻します。

次に、議案第115号・平成29年度八代市一般会計補正予算・第6号中、当委員会関係分についてを議題とし、説明を求めます。

歳出の第4款・衛生費中、市民環境部所管分について説明を願います。

○市民環境部長(國岡雄幸君) 市民環境部の國岡でございます。

本委員会へ付託されました議案のうち、議案第115号・平成29年度八代市一般会計補正予算・第6号の衛生費中、市民環境部関係につきまして潮崎次長に説明させますので、よろしくお願いいたします。

○市民環境部次長(潮崎 勝君) 潮崎です。よろしくお願いいたします。座らせていただきまして説明させていただきます。

○委員長(中村和美君) どうぞ。

○市民環境部次長(潮崎 勝君) それでは、議案第115号・平成29年度八代市一般会計補正予算・第6号の衛生費中、市民環境部関係

の人件費補正につきまして御説明いたします。

予算書の説明に入ります前に、まず、今回の12月補正予算における人件費の補正内容につきまして説明させていただきます。

本年度の人事院勧告に基づく給与改定につきましては、昨年の熊本地震などの影響により実施を見送っていることから、本市におきましては2年ぶりの実施となっております。

今回の改定では、給料表、期末勤勉手当が対象となっており、まず給料表につきましては、水準を平均0.25%引き上げるものでございます。これは、若年層に重点を置いた引き上げ改定となっており、この改定による引き上げ対象者は、全会計で782名となっております。

次に、期末勤勉手当につきましては、年間支給月額を4.2月から4.4月へと0.2月引き上げるものでございます。

給与改定外の補正の要因といたしましては、人事異動、退職者や休職者、育児休業者、市町村職員共済組合負担金の率改定の影響によるものでございます。

それでは、補正予算書・第6号、3ページをお開きください。

款4・衛生費、項2・生活環境費で、補正前の額124億8347万8000円に4467万2000円を減額し、124億3880万6000円とするものでございます。

続きまして、12ページをお願いいたします。

下段の款4・衛生費、項2・生活環境費、目1・生活環境総務費では4515万1000円の減額補正でございます。これは、当初予算では33名の人件費を計上しておりましたが、今回27名となり、6名分の減額分と27名分の人件費増額分の相殺額を計上してございます。

目5・塵芥処理費では13万1000円の増額補正でございます。当初予算と変わらず、9名分の人件費補正となります。

目6・し尿処理費では34万8000円の増額補正でございます。当初予算と変わらず、3名分の人件費補正となります。

以上で款4・衛生費中、市民環境部所管の人件費に係る補正内容の説明を終わります。御審議方、よろしく願いいたします。

○委員長（中村和美君） それでは、以上の部分について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、以上で第4款・衛生費中、市民環境部所管分について終了いたします。

執行部の入れかわりのため、小会します。

（午前10時52分 小会）

（午前10時53分 本会）

○委員長（中村和美君） 本会に戻します。

引き続き、歳出の第7款・土木費中、建設部所管分について説明を願います。

○建設部長（湯野 孝君） 建設部長の湯野でございます。

本委員会に付託されました議案のうち、議案第115号・平成29年度八代市一般会計補正予算・第6号の建設部所管分について、倉光総括審議員兼次長並びに関係課長より説明させますので、よろしく願いいたします。

○建設部総括審議員兼次長（倉光宏一君） 建設部の倉光でございます。よろしく願いします。着座にて説明させていただいてよろしいでしょうか。

○委員長（中村和美君） どうぞ。

○建設部総括審議員兼次長（倉光宏一君） 予算書の説明に入ります前に、12月補正予算に

おける今回の人件費、この内容につきまして説明させていただきます。

補正の要因としましては、先ほど市民環境部の説明と同様に、人事院勧告に基づく2年ぶりの給与改定、人事異動、退職者や休職者、育児休業者、市町村職員共済組合負担金の率改定の影響によるものでございます。

それでは、議案第115号・平成29年度八代市一般会計補正予算書・第6号をお願いいたします。

3ページをお開きください。

第1表、歳入歳出補正予算のうち、歳出について説明いたします。

款7・土木費を1542万4000円減額補正し、補正後の額は60億7061万1000円としております。その内訳は、項1・土木管理費を347万3000円減額、項2・道路橋梁費を4万1000円増額、項4・港湾費を26万3000円増額、項5・都市計画費を1466万6000円減額、項6・住宅費を241万1000円増額するものでございます。

次に、目ごとの詳細を説明いたします。15ページをお開きください。

15ページの下の段の表をお願いいたします。

款7・土木費、項1・土木管理費、目1・土木総務費でございますが、当初予算編成時から1名減の一般職員6名分の補正として、717万2000円を減じまして、5126万5000円としております。

続きまして、目2・建築総務費でございますが、当初予算編成時から1名増の一般職員20名分の補正としまして、369万9000円を加えて2億3891万3000円としております。

16ページをお開きください。

上の表でございます。款7・土木費、項2・道路橋梁費、目1・道路橋梁総務費でございま

すが、当初予算編成時から2名減の一般職員18名分の補正として、1995万5000円を減じて1億6392万円としております。

続きまして、目3・道路新設改良費でございますが、当初予算編成時から4名増の一般職員26名分の補正として、1999万6000円を加えて10億7240万1000円としております。

続きまして、下の表でございます。款7・土木費、項4・港湾費、目2・港湾建設費でございますが、当初予算編成時同様、一般職員3人分の補正として、26万3000円を加えまして5億5090万円としております。

17ページをお開きください。

款7・土木費、項5・都市計画費、目1・都市計画総務費でございますが、当初予算編成時から3名減の一般職員11名分の補正としまして、1107万8000円を減じて18億1229万3000円としております。

続きまして、目2・街路事業費でございますが、当初予算編成時同様の一般職員5人分の補正として、53万7000円を加えて2億6214万4000円としております。

続きまして、目3・都市下水道費でございますが、当初予算編成時同様の一般職員1名分の補正として、12万9000円を加え1億8608万7000円としております。

続きまして、目4・公園費でございますが、当初予算編成時から1名減の一般職員4人分の補正として、521万4000円を減じて2億6029万9000円としております。

続きまして、目5・区画整理費でございます。当初予算編成時同様の一般職員6人分の補正として、96万円を加え5億5229万2000円としております。

18ページをお開きください。

款7・土木費、項6・住宅費、目1・住宅管理費でございます。当初予算編成時同様の一般

職員6人分の補正として、241万1000円を加え2億723万1000円としております。

以上、議案第115号・平成29年度八代市一般会計補正予算・第6号のうち、本委員会に付託されました建設部所管分について説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（中村和美君） それでは、以上の部分について質疑を行います。

質疑ありませんか。

○委員（堀 徹男君） 説明の中で、当初予算時に比べて職員さんの数が3名減とか1名減とかというのがあったんですけど、総じて建設部の職員さんの数というのが減ってるんですね。

○人事課長（白川健次君） 人事課、白川でございます。よろしくお願いいたします。

ただいまですね、説明の中で、それぞれの費目の中での職員数の減、それから増というのがございました。トータルでいきますと、減ということでの説明があったのが7名、それから増ということで説明があったのが5名ということになります。その2名につきましては、年度途中での退職ということになりますので、結果的には、全体で見れば、人数的には、さほど相違はないということで御理解いただければと思います。

以上です。

○委員（堀 徹男君） 一般職という記載がしてあるんですけど、特に技術的な分野としてはですよ、専門性の高い部署ばかりですよ。育成にしろ、何ていうかな、維持にしろ、大変だと思うんですよ。人材削減は、行財政改革のですね、流れなんでしょうけど、先ほどもあったようにですね、専門職、特に技術職の育成という点に関しては、十分育成を図りながらですよ。単に、減が大きく聞こえたもんですから、

これ以上減ったら大変なのかなという思いです
すね、ちょっと人数を確認させていただいたん
ですけど、頑張って増員をですね、技術者をし
っかり入れていただきたいと思います。

○委員長（中村和美君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） 以上で質疑を終了し
ます。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、これより
採決いたします。

議案115号・平成29年度八代市一般会計
補正予算・第6号中、当委員会関係分につい
て、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求
めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） 挙手全員と認め、本
案は原案のとおり可決されました。

執行部入れかわりのため、小会します。

（午前11時02分 小会）

（午前11時03分 本会）

◎議案第107号・訴訟上の和解について

○委員長（中村和美君） 本会に戻します。

次に、事件議案の審査に入ります。

議案第107号・訴訟上の和解についてを議
題とし、説明を求めます。

○建設部長（湯野 孝君） 建設部の湯野でご
ざいます。

本委員会に付託されました議案のうち、議案
第107号・訴訟上の和解について、土木課の
西課長より説明させますので、よろしくお願
いいたします。

○土木課長（西 竜一君） 皆さん、こんにち
は。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）土木課の
西でございます。済みませんが、座らせていた
だいて説明させていただいてよろしいでしょう

か。

○委員長（中村和美君） どうぞ。

○土木課長（西 竜一君） それでは、説明さ
せていただきます。

議案第107号でございます。議案書をごら
んいただきたいと思います。2ページ目につ
きましては、事件の概要につきましては、先ほ
ど予算案の審議の中でですね、説明させてい
ただいたとおりでございます。よろしくお願
いします。

それじゃ、1ページ目について御説明させ
ていただきます。

議案第107号・訴訟上の和解についてで
ございます。

本案件は、昨年、平成28年度に熊本地方裁
判所に提起されました損害賠償等請求事件に
ついて、原告2名、被告2名ということで裁判が
提起されまして、それが和解に至るとい
うことになりましたことから、提案するもので
ございます。

和解の内容につきましては、八代市に関係の
ある分だけ説明させていただきます。

まず、（1）のところなんですが、八代市が
原告らに本件の解決金としてですね、300万
円を支払うという内容でございます。

（2）番目、この2番目につきましては、こ
の金額をですね、平成30年1月31日までに
ですね、原告らの代理人の指定する口座に振り
込むということでございまして、振込手数料は
市が負担するというようになっております。

それと、括弧の5番目ですね、原告らがその
余の請求を放棄するというので、これ以上の
ものについての請求を原告らには行わないとい
うことでございます。

6番目の内容なんですが、この件に関しまし
て、この和解が成立しましたら、この件につ
きましてですね、原告及び被告、双方の
ですね、何らの債権債務がないと、これ以上の追及など

は行わないというような内容でございます。

最後、7番目ということですね、訴訟費用は各自の負担とするという内容でございます。

内容につきましては以上でございますが、先ほど予算の中でもですね、部長答弁にもありましたとおりですね、このような事件があってはならないちゅうことで、その後、この事件を機にですね、改めてですね、手続等の見直しということで、細かいチェックリストを作成しまして、そのチェックリストに従ってですね、構図、登記簿等、また付近のですね、境界確定事例、また話し合いというものをですね、全てチェックが終えた後にですね、境界確定協議を行うということに改めてですね、今後このような事件がないようにですね、努めておりますので、それもこの場で説明しておきたいと思いません。

以上で説明を終わります。審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長（中村和美君） それでは、以上の部分について質疑を行います。

質疑ありませんか。ありませんね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、これより採決いたします。

議案107号・訴訟上の和解については、可決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） 挙手全員と認め、本案は可決されました。

小会します。

（午前11時08分 小会）

（午前11時08分 本会）

◎陳情第5号・八代市中心市街地活性化に伴う八代市袋町町内旧河川堤防「とも」撤去について

○委員長（中村和美君） 本会に戻します。

次に、請願・陳情の審査に入ります。

当委員会に付託となっておりますのは、継続審査の陳情1件です。

それでは、陳情第5号・八代市中心市街地活性化に伴う八代市袋町町内旧河川堤防「とも」撤去についてを議題といたします。

要旨は文書表のとおりでございますが、しばらく小会します。

（午前11時09分 小会）

（午前11時13分 本会）

○委員長（中村和美君） 本会に戻します。

何か御意見ございませんか。

○委員（谷川 登君） 前回、現場を見ましてですね、いろいろ議員の皆さんと一緒に現場を見てきたわけですが、予算的にもかなりかかるということで、どうかなという意見でございます。

○委員長（中村和美君） 審議未了か何かということですか。

○委員（谷川 登君） はい。

○委員長（中村和美君） ほかにありませんか。

○委員（太田広則君） 先ほど谷川委員のほうからも言われました。歴代の市長がですね、諸般の事情等により審議未了というふうになっているというのが今までの経緯でございまして、私どもも現場をしっかりと見させていただきました。袋町町内会ですね、会長さんの意図するところは十分わかっておりますけれども、現在の八代市の財政事情等を考えますと、非常に、ここに今、予算をつけて活性化を願うということには、ちょっと厳しいなというふうに思っております。審議未了ということではないと思いません。

○委員長（中村和美君） ほかがございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） それでは、平成29年度陳情第5号・八代市中心市街地活性化に伴う八代市袋町町内旧河川堤防「とも」撤去については、閉会中の継続審査の申し出をしないこと、並びに結論を得るに至らなかったこと、すなわち審議未了とするに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） 挙手全員と認め、本案は審議未了とすることに決しました。

以上で付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

○委員長（中村和美君） お諮りします。

委員会報告書及び委員長報告の作成については、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

◎所管事務調査

- ・都市計画・建設工事に関する諸問題の調査
- ・生活環境に関する諸問題の調査

○委員長（中村和美君） 次に、当委員会の所管事務調査2件を一括議題とし、調査を進めます。

当委員会の所管事務調査は、都市計画・建設工事に関する諸問題の調査、生活環境に関する諸問題の調査、以上の2件です。

本件について何か質疑、御意見等はありませんか。

○委員（堀 徹男君） 1点よろしいですか。

○委員長（中村和美君） どうぞ。

○委員（堀 徹男君） 都市計画に関する諸問題の調査ということで、先日の庁舎委員会の中

でもあった庁舎建設予定地の敷地の中にですね、入り込む都市計画道路について、少し、次回の委員会でも結構ですので、我々の委員会として、経過、経緯、今後の計画等についてですね、ぜひ担当課から説明いただきたいというふうに思いますけど、いかがでしょうか。

○委員長（中村和美君） という堀委員の意見でございますが、後日、打ち合わせして、やるということによろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） それじゃ、そのように行いたいと思います。

ほかがございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） それでは、次に、本委員会の管外行政視察について協議のため、しばらく小会いたします。

（午前11時16分 小会）

（午前11時23分 本会）

○委員長（中村和美君） 本会に戻します。

次に、本委員会の管外行政視察についてお諮りします。

本委員会の管外行政視察については、これを実施したいと思いますのですが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） 異議なしと認め、そのように決しました。

そのほか、当委員会の所管事務調査について何かありませんか。先ほど、堀委員のほうからの要望もありましたが、それも含めたいと思います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、以上で所管事務調査2件についての調査を終了いたします。

閉会中継続審査の件についてお諮りいたしま

す。

当委員会の所管事務調査2件については、なお調査を要すると思いますので、引き続き閉会中の継続調査の申し出をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(中村和美君) 異議なしと認め、そのように決しました。

次に、本委員会の派遣承認要求の件についてお諮りいたします。

本委員会は、平成30年1月30日から2月1日までの3日間、大阪府枚方市、京都府長岡京市、兵庫県赤穂市へ、都市計画・建設工事に関する諸問題の調査、生活環境に関する諸問題の調査のため、行政視察を行うこととし、議長宛て、派遣承認要求の手続をとらせていただきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(中村和美君) 異議なしと認め、そのように決しました。

以上で、本日の委員会の日程は全部終了いたしました。

これをもって、建設環境委員会を散会いたします。

(午前11時25分 閉会)

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

平成29年12月14日

建設環境委員会

委員長